

広報ふじみ令和2年8月 No. 605

新たな森林管理システム「森林経営管理制度」が始まっています

【お問合せ先】産業課 農林保全係

【電話番号】62-9222

●森林経営管理制度とは

昨年4月1日から、新たな森林管理システム「森林経営管理制度」がスタートしました。

この制度では、管理がされておらず、手入れがされていない人工林を、市町村が仲介役となって森林所有者と林業経営者をつなぐことで、適正な森林整備を進めるための制度です。

経営管理に適した森林は集約化を進め、木材生産の場として利用できるようにしていきます。

この制度により、森林所有者が適切な時期に伐採や造林、保育を行う責務が明確化されると同時に、所有者自らが管理できない場合、町にその管理を委託し、町は意欲と能力のある林業経営者に再委託することで、林業経営の効率化と、所有者不明の森林等の管理を受け入れるセーフティーネットとしての役割が制度化されました。

●森林には手入れが必要です

富士見町は総面積の約7割が森林です。森林は、木材を生産する場だけではなく、雨水を山に溜める機能（かん養）によって土砂崩れ等の災害を防止する「自然のダム」としての役割があります。

人工林は、人が手を加え続けなければ根が成長せず、生育不良な樹木が増えるほか、下草が育たなければ、森林が本来持つ生物多様性の保全や災害防止などの機能が低下してしまうため、適切な管理を続けなければなりません。

豊かな森林は、地球温暖化防止や多様な生物が共存する場となるだけでなく、多くの人に安らぎをと憩いを与えてくれるかけがえのない財産です。

安心して住める町づくりをしていくためにも、適正な管理と森林整備によって、この豊かな森林を守っていく必要があります。

間伐しないと…1本1本が十分に日光を受けることができず、木は細長く弱くなります。また、林内にも光が入らないため、下草や低木が育ちにくくなります。

「森林経営管理制度」と森林環境税・森林環境譲与税

平成31年3月、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。

これは国民一人ひとりに課税される「森林環境税」と、森林整備等を実行する市町村へ、集められた金額を配分する「森林環境譲与税」から成るもう一つの森林の新制度で、地球温暖化や災害を防ぐため、森林整備等に必要な財源を確保するために作られた制度です。

「森林環境譲与税」は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に充てることとされており、その使い方もホームページ等を利用して公表することとなっています。

昨年度から「森林環境譲与税」の市町村等への交付が始まっており、町では「森林環境譲与税」を活用して、緩衝帯を設置するなどの森林整備を実施しています。

森林経営管理制度の財源となることも想定されており、今後の森林整備に欠かせない仕組みです。

森林環境税とは、地球温暖化や災害を防ぐため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人ひとりが等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして導入される国税です。【課税額】1,000円（年額）【施行】令和6年1月から

森林環境譲与税とは、人口や私有林人工林面積、林業就業者数等によって市町村に配分され、適切な森林整備のために活用される、国からの交付金です。

令和元年度から配分は始まっており、森林整備等に充てられます。

●町の調査にご協力ください

町では、適正な森林管理につなげるため、現地調査および所有者への意向調査を行います。

今後の進め方については左記のとおりです。

- ①経営管理が行われていない森林の調査を実施
- ②意向調査の対象森林と実施予定時期の決定
- ③森林所有者へ経営管理に対する意向調査
- ④森林管理集積計画を作成
- ⑤森林所有者および権利者の同意を取得
- ⑥林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託、林業経営に適さない森林は、町が自ら管理することにより森林整備を行う

森林は限りある資源です。

この森林資源を次世代へつないでいくため、皆様のご協力をよろしく申し上げます。

令和元年度（平成31年度）富士見町ふるさとみらい寄附金

【お問合せ先】総務課 企画統計係

【電話番号】62-9332

「ふるさとみらい寄附金」として、全国の皆さまから富士見町へ想いをお寄せいただきありがとうございました。令和元年度に頂戴した寄附金の情報についてご報告します。

富士見町を応援していただく皆さまからのお気持ちは、これからの富士見町の大切な支えとなります。

多くの皆さまからのご支援に、心より感謝申し上げます。

●令和元年度（平成31年度）寄附の状況

寄附件数 3,856件（平成30年度 2,421件）

寄附金総額 131,650,660円（平成30年度 95,690,000円）

●こんなことに活用しています

○保育園改修（エアコン設置） 14,595千円

○学力向上推進事業（外国語教育・ICT学習サポート等） 18,924千円

○中学校パソコン入替整備費用 7,154千円

○八ヶ岳観光圏整備事業 17,310千円

○図書館書籍費用 100万円

※その他は富士見町ふるさとみらい寄附金基金に積立てました

●令和元年度（平成31年度）寄附者の皆さま（一部掲載）

三好 吉清 様 神奈川県

豊田 祐次 様 東京都

※加々見 彊 様 -

小池伊知郎 様 愛知県

福田 益子 様 神奈川県

柴田 賢次 様 神奈川県

平尾 雅彦 様 東京都

萩原 弘幸 様 東京都

坪谷 隆夫 様 東京都

今井るみな 様 東京都
伊藤 博之 様 神奈川県
糠谷 秀剛 様 東京都
赤地 祐一 様 東京都
濱 和久 様 東京都
糠谷 總 様 東京都
大角 聡 様 東京都
町山 喬子 様 東京都
※樋口 太 様 神奈川県
渡辺 洋子 様 大阪府
進藤 國子 様 千葉県
※樋口 達 様 神奈川県
五味 穂積 様 東京都
井上 和政 様 -
高橋 範 様 東京都
植松 伸彦 様 千葉県
※藤沢 昭和 様 東京都
柳澤 信夫 様 東京都
今井ゆかり 様 東京都

- 過去に富士見町へご寄附いただいた方を主に掲載しています。
- お名前に「※」のある方は東都高原富士見会会員の皆様です。
- 昨年度も非常に多くの方よりご寄附をいただきました。

分ければ資源、混ぜればごみ ごみの分別にご協力ください

【お問合せ先】建設課 生活環境係

【電話番号】62-9114

最近、各地区のごみステーションに、分別が間違っているごみや資源物として収集できるごみが多く出されています。また、指定袋以外の袋に入った状態で出されているごみもあります。

町では、家庭から出るごみを「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」「資源物」4区分に分けて収集しています。家庭で行うごみの分別は、再利用できる資源を増やし、環境への負荷やごみ処理費用の減少につながります。

ごみの分別には、町民一人ひとりの「ひと手間」が必要です。皆さまのご協力をお願いし

ます。

●富士見町の家庭系可燃ごみの排出量・1人1日量

H27 380g

H28 379g

H29 377g

H30 378g

H31 379g

【目標】 1人1日300g

※平成20年に、富士見町一般廃棄物減量等推進審議会の提言によって定められた数値です

●こんなごみを出すときはご注意ください

ごみの中に、電池や中身が残っているライターなどが混在している場合は、発火の恐れがあり、ごみ収集車や諏訪南清掃センター、南諏衛生センターでの火災事故につながる恐れがあります。

火災が発生すると、ごみ収集や処理に支障が出るだけでなく、作業員に危険が及びます。発火の恐れのあるごみは、以下のように分別してください。

品目 使い捨てライター燃えるごみ 分別区分 燃えないごみ 出し方 中身を使い切り、指定袋に入れて出す

品目 スプレー缶、カセットボンベ等 分別区分 燃えないごみ 出し方 中身を使い切り、穴を開けて不燃コンテナに入れる

品目 乾電池（使い切り） 分別区分 資源物 出し方 資源物の指定日に出す

品目 リチウムイオン電池などの充電式電池、ボタン式電池 分別区分 町では収集していません 出し方 販売店などに引き取ってもらってください

●家庭で出来る、ごみの減量に取り組みましょう

- ・食品ごみを減らしましょう 「余分に買すぎない」「残さず食べること」が大切です
 - ・生ごみの水を切りましょう 生ごみのほとんどが水分です。水を切ることで重さを減らし臭いを抑えられます
 - ・生ごみを自家処理しましょう 町から処理器等の購入補助があります
- 7月1日より全国一斉でレジ袋有料化がスタートしています
- 軽くて丈夫でとても便利なプラスチック製品ですが、一方で、環境破壊や海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などは地球全体の問題となっています。

7月1日から、全国一斉にプラスチック製買物袋（レジ袋）の有料化が始まっています。
今、私たちにできることは何でしょうか。そのレジ袋は本当に必要ですか。
マイバックの持参など、有料化がライフスタイルを見直すきっかけになるよう期待されています。
レジ袋削減にご協力をお願いします。

町営住宅入居者募集

【お問合せ先】総務課 管財係

【電話番号】62-9325

●住宅の概要（募集戸数：1 戸）

住宅名 富里公営住宅 A-305号

構造等 中耐3階建（3階部）平成12年度建築

規格 2DKY

家賃 17,700円～34,800円

所在地等 富士見町富士見11227-32 富士見駅より南へ約600m

D…ダイニング K…台所 Y…浴室（浴室給湯・浴槽付）

【募集期間】8月3日（月）～8月17日（月）

【申込方法】町総務課 管財係に備え付けまたは町のホームページ内の申し込み用紙に記入し、必要書類を添えて提出してください。

【選考方法】公開抽選

【抽選日時】8月18日（火）午前10時～

【会場】役場3階 図書室

【入居日】原則として入居決定後10日以内

【入居資格】次の①～⑥の資格をすべて満たす方

①地方税を滞納していない方

②現に同居し、または同居しようとする親族があること

③公営住宅法による月収が既定の額以下の方

●一般世帯：158,000円以下 ●高齢者身体障がい者世帯等：214,000円

④現に住宅に困窮していることが明らかの方（ほかの公営住宅入居者や持ち家がある方は不可）

⑤町内に住所または勤務先を有する方

⑥入居者および同居者が暴力団員ではないこと

新型コロナウイルス感染症の影響により日々の生活にお困りの方へ

【お問合せ先】住民福祉課 社会福祉係

【電話番号】62-9144

●生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金および総合支援資金）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等によって、生活資金でお困りの方々に向けた生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金および総合支援資金）の受付期間が、9月末までに延長されました。

相談のさいは電話にてご予約ください。郵送での申請も受け付けています。

①緊急小口資金

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

貸付額

■学校等の休業、個人事業主等の特例：20万円以内

■上記以外：10万円以内

要件

■措置期間：1年以内

■償還期限：2年以内

■貸付利子：無利子

②総合支援資金（生活支援金）

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

貸付額

■単身者：月額15万円以内

■2人以上：月額20万円以内

■貸付期間：原則3月以内

要件

■据置期間：1年以内 ■償還期限：10年以内

■貸付利子：無利子

※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯については、一定の要件に従い、償還の免除もしくは償還金の一部補助を受けることができることとしています。

●住居確保給付金

住居確保給付金は、就職などにむけた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当を家主に支給する制度です。新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、休業などにより収入が減り離職などと同程度の状況にある方（収入要件あり）も対象になります。

【お問い合わせ】

住民福祉課 社会福祉係（1階③番窓口）または以下にご連絡ください

- ◆生活福祉資金特例貸付 …富士見町社会福祉協議会 地域福祉係 【電話番号】 78-8986
- ◆住居確保給付金 …まいさぼ信州諏訪 【電話番号】 75-1202

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方へ
介護保険第1号被保険者の介護保険料減免申請ができます

【お問合せ先】住民福祉課 介護高齢者係

【電話番号】 62-9133

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）は、一定の要件を満たしている場合、申請により介護保険料の減免が受けられます。

対象要件等については、現時点での国の基準に基づいたものとなっていますので、今後の状況により内容が変更となる可能性があります。申請をされたい方はまず係までお問い合わせください

対象者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業・不動産・山林または給与収入（以下「事業収入等」という）の減少が見込まれ、次のア・イ両方に該当する第1号被保険者

ア：事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除

した額) が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である

イ：減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下である

対象保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限があるもの

富士見町住宅リフォーム事業補助制度のご案内

【お問合せ先】建設課 都市計画係

【電話番号】62-9217

町では、町内業者に依頼して住宅リフォームを行う町民の方に、工事費用の一部を補助します。新型コロナウイルス感染症拡大に対する緊急経済対策事業の一環として、補助額が拡充され、より利用しやすくなりました。補助を希望される方は必ず事前にご相談ください。

着工前に事業計画書の提出が必要です。着工してしまうと補助の対象となりませんのでご注意ください。

【対象者】

補助対象建築物の所有者であって、富士見町が賦課する町税および料金の滞納がない方で次のいずれかに該当する方

- ア. 富士見町に住民登録のある方
- イ. 移住者
- ウ. 多世代同居をしているまたはしようとする方
- エ. 居住誘導区域内でリフォームする方
- オ. 消防団員等

【対象建築物】

- ①対象者が町内に所有し、居住または居住しようとする個人住宅等ならびに住宅と同一敷地内の倉庫、車庫、物置等
- ②道路に接しておらず、倒壊の危険性を有し、除却が必要なブロック塀

【対象工事】

- ・工事費用が10万円を超える工事
- ・町内業者が施工する工事

補助金額

- 補助対象工事費の1/2(上限10万円)
+
- 対象者イ.ウ.に該当の方は上限30万円加算
+
- 対象者エ.オ.に該当の方は上限5万円加算
+
- 補助対象工事費の1/10(上限20万円)加算 (※緊急経済対策事業として加算)

特定健診（集団健康スクリーニング）の実施と日程希望調査のお願い

【お問合せ先】住民福祉課 保健予防係（保健センター）

【電話番号】62-9134

延期していた特定健診（集団健康スクリーニング）を以下のとおり実施します。新型コロナウイルス感染症対策として、密を避けるため人数調整し、完全予約制で実施します。申し込みされた方は期日までに「日程希望調査書」を提出してください。

申し込みされていない方で受診を希望される方は、電話にてお申し込みください。その際、氏名・生年月日・健診希望日・電話番号等をうかがいますのでご準備ください。

【申込締切】8月17日（月）

対 象 者 40歳から74歳の富士見町国民健康保険加入者

健 診 日 10月5日（月）、6日（火）、7日（水）、8日（木）、9日（金）

12月1日（火）、2日（水）、3日（木）

受付時間 午前8時30分～11時、午後1時～2時30分

会 場 保健センター（予定）

※個別健康診査は7月に開始しています。受診券が届いた方は早めに受診してください。

この健診は、健康ポイント事業の対象です

胃がん検診（バリウム検査）・大腸がん検診（便潜血反応検査）を実施します
～がん予防 行こう検診 守ろう健康～

【お問合せ先】住民福祉課 保健予防係（保健センター）

【電話番号】 62-9134

胃がん検診（バリウム検査）、大腸がん検診（便潜血反応検査）を以下のとおり実施します。今年度は新型コロナウイルス感染症対策として、完全予約制で実施します。申し込みをしていない方で受診を希望される方は、8月21日（金）までにお申し込みください。

【対象者】

胃がん検診：35歳～79歳の方

大腸がん検診：40歳以上の方

※80歳以上の方で胃がん検診の受診を希望される方はご相談ください

この検診は、健康ポイント事業の対象です

【検診日時・会場】

検診日 9月14日（月）15日（火）16日（水）17日（木）10月19日（月）10月20日（火）

21日（水）22日（木）23日（金）26日（月）

時 間 受付 午前7時30分～午前10時30分

会 場 保健センター

※大腸がん検診は、胃がん検診受診時に検査容器を提出し検査します。

※大腸がん検診のみを受診することもできます。受診される方は指定日に検査容器を保健センターに提出していただきます

【検診一部負担金】 胃がん検診：1,500円 大腸がん検診：500円 ※検診当日にお持ちください

検診一部負担金が免除される方

①昭和26年4月1日以前に生まれた方（申請不要です）

②65歳以上で障害の認定により後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で免除の申請をされた方

③生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている世帯に属する方で免除の申請を

された方

④当該年度分の町民税非課税世帯に属する方で免除の申請をされた方

※一部負担金免除の申請方法は検診受診案内通知にてお知らせしています

年金日より 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方へ
国民年金保険料の免除申請が可能です

【お問合せ先】 住民福祉課 国保年金係

【電話番号】 62-9111

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少等により所得が相当程度まで下がった場合、臨時特例措置として国民年金保険料免除申請が可能となりました。本人申告の所得見込額を用いた簡単な手続きにより申請できますので、希望される方は申請書をご提出ください。

【対象】 (以下の要件にすべて該当する方)

- 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少した方
- 令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方

【申請手続きに必要なもの】

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- 所得の申立書
(簡易な所得見込額の申立書 (臨時特例用))

【対象期間】

- 令和元年度分：令和2年2月分から令和2年6月分まで
- 令和2年度分：令和2年7月分から令和3年6月分まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による提出にご協力ください
富士見町役場 住民福祉課 国保年金係 〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合10777
岡谷年金事務所 〒394-8665 長野県岡谷市中央町1丁目8-7

8月1日から福祉医療費受給者証が更新されます

【お問合せ先】 住民福祉課 社会福祉係

【電話番号】 62-9144

- 福祉医療費給付金制度とは

医療費の窓口負担分の一部を町が給付することにより、各家庭の経済的負担を軽減するために設けられている制度です。

■ 更新手続き

- ・該当される方には、7月下旬に受給者証を郵送しましたので手続きは不要です。
- ・前年度所得の確認が必要な方にはご通知しますので、役場窓口での手続きが必要となります。

■ 福祉医療費受給資格要件

乳幼児および児童等 満18歳到達後、最初の3月31日までのお子さん

心身等に障がいのある方

身体障害者手帳の1～3級をお持ちの方

療育手帳のA1～B1をお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳の1、2級をお持ちの方 ※通院のみ

特別児童扶養手当1級対象児童

障害年金1級9、10、11号を受給されている方

65歳以上

身体障害者手帳4級の音声、言語機能および下肢障害の1号、3号、4号の方

障害年金の1級、2級を受給されている方

母子・父子家庭等

18歳未満または18歳以上20歳未満で高校等在学中の子を養育して

いるひとり親およびその子、または父母のいない児童

※「乳幼児および児童等」に該当する方は、有効期限が出生・転入の日から満18歳に到達した年の3月31日までに なっていますので、今回受給者証は郵送されません。

※資格要件にあてはまる方で、福祉医療の申請をされていない方は、申請してください。

国保日より

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額現額認定証」の有効期限は7月31日までです

【お問合せ先】住民福祉課 国保年金係

【電話番号】62-9111

「限度額適用認定証」等の有効期間は、申請月の1日から7月31日です。自動的に更新されませんので、8月1日以降も必要な場合は、再度申請が必要です。

申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・個人番号カード（または、通知カードと本人確認書類）
- ・印鑑

※窓口に来庁する方が別世帯の代理人である場合は、委任状と、代理人の本人確認書類が必要です。

※本人確認書類……運転免許証、パスポート等顔写真がついた書類

注意事項

- ・原則として、国民健康保険料に未納がある世帯は交付されない場合があります。
- ・世帯員の異動や所得に変更があった場合は、認定証の適用区分が変更になる場合があります。

●入院時や医療費が高額になりそうなときは「限度額適用認定証」をご利用ください

医療機関等の窓口で被保険者証と一緒に「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関別の1ヵ月の窓口支払いが自己負担額までとなります。自己負担限度額に含まれるのは保険診療に係る医療費のみとなりますので、食事療養費やベッドの差額代などは別に費用がかかります。

※非課税世帯の方は医療費の限度額適用に加え、入院時の食事代が減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。

70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者および後期高齢者医療の被保険者の皆さまへ ご自分の自己負担限度額をご確認ください

1ヵ月に医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は、必ず役場窓口で「限度額適用認定証」の交付を申請してください。なお、住民税非課税世帯の方は、従来どおり「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の皆さま

8月1日から保険証が変わります

【お問合せ先】住民福祉課 国保年金係

【電話番号】 62-9111

● 国民健康保険に加入されている方

8月1日より「藤色」から「水色」に変わります。

保険証が届きましたら、有効期限・住所・氏名などの記載内容に間違いがないか、人数分届いているかご確認ください。間違いや不明な点がある場合はお問い合わせください。

国民健康保険に加入されている70歳以上の方

70歳から75歳までの方がお持ちの高齢受給者証が、保険証と一体になりました。

8月からは「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」として、保険証1枚で医療機関を受診することができます。

● 後期高齢者医療制度に加入されている方

8月1日より「桃色」から「橙色」に変わります。「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、合わせて更新となりますので、保険証と一緒に差し替えてお使いください。

● 有効期限の古い保険証はどうすればいいの？

有効期限が切れた保険証は、ご自身で破棄するか、住民福祉課 国保年金係（1階②番窓口）の返却箱へお返してください。

教育委員会だより

～「教育のまち・子育てのまち・学び続けるまち富士見」を目指して～

8月 定例教育委員会 8月5日（水）午前9時30分～役場2階 教育長応接室 傍聴歓迎

子どもに関するなんでも相談 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

【電話番号】 62-9233 家庭・教育・子育て 相談員

8月16日（第3日曜日）は家庭の日・家庭読書の日 感染症対策とともに熱中症予防も併せて注意しましょう。

〔国制度〕ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

【お問合せ先】子ども課 子ども支援係

【電話番号】 62-9237

子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給しま

す。

給付金には「基本給付」と「追加給付」があり、それぞれ手続きが異なりますのでご注意ください。

◆支給対象者等

給付の種類 (1)児童扶養手当受給世帯等への給付【基本給付】

支給対象者 ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方

支給額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

申請等 申請不要（児童扶養手当の振込口座へ振り込み予定）

給付の種類 (1)児童扶養手当受給世帯等への給付【基本給付】

支給対象者 ② 公的年金給付等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る

支給額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

申請等 申請が必要です（町窓口にて備え付け又は県ホームページにある申請書に記入し係へ提出）8月3日～受付開始

給付の種類 (1)児童扶養手当受給世帯等への給付【基本給付】

支給対象者 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

支給額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

申請等 申請が必要です（町窓口にて備え付け又は県ホームページにある申請書に記入し係へ提出）8月3日～受付開始

給付の種類 (2)収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付【追加給付】

支給対象者 ④上記①、②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった方

支給額 1世帯5万円

申請等 申請が必要です（町窓口にて備え付け又は県ホームページにある申請書に記入し係へ提出）8月3日～受付開始

児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者の皆さんへ

【お問合せ先】子ども課 子ども支援係

【電話番号】62-9237

支給要件の審査のため「現況届」等の提出をお願いします。この届を提出しないと以後の手当が受給できません。提出書類等は該当の方に送付した通知をご確認ください。

また、新規申請について等のお問い合わせは、上記へお願いします。

令和3年度「保育園入園説明会」・「入園申し込み受付」を行います

【お問合せ先】子ども課 子ども支援係

【電話番号】62-9237

今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各家庭1名の参加にご協力ください。

対象

- ・来年度、入園を希望される方
- ・育児休暇明けなどで、令和3年4月から令和4年3月までの間に途中入園を希望される方（出生前でも申し込みができます）

入園説明会

【日時】9月29日（火）午後7時～ 【場所】町民センター体育室 【持ち物】筆記用具

今年度の入園説明会は希望者のみの参加とします。できる限り少人数での開催としたいので、すでに町立保育園を利用されているご家庭など、説明を聞く必要のない方には各園または子ども課子ども支援係で入園申込みに必要な資料をお配りいたします。皆様のご協力をお願いいたします。

入園申し込み受付（入園を希望する保育園にて）

当日は園長との面接を行います。入園予定のお子さまと一緒にお願いします。

※令和3年度入園申し込み受付期間以降の申し込みにはご希望に添えないことがあります。

【日程】

●令和3年4月に3歳以上のお子様

10月8日（木）…富士見保育園 10月14日（水）…西山保育園 10月21日（水）…本郷保育園

●令和3年4月に3歳未満のお子様

10月12日（月）…富士見保育園 10月15日（木）…西山保育園 10月22日（木）…本郷保育園

●境保育園と落合保育園についてはそれぞれ下記1日のみとなります

10月19日（月）…落合保育園 10月26日（月）…境保育園

【時間】午後2時30分～午後3時30分

各保育園の状況

※申し込みが定員を超えた場合、希望する保育園に入園できないことがありますので、ご了承ください。

保育園名 町立 西山保育園

定員 110

住所（入園申し込み受付場所） 富士見7507番地3

電話番号 62-4316

未満児の受け入れ（生後11カ月以上） 可

保育園名 町立 富士見保育園

定員 160

住所（入園申し込み受付場所） 富士見4654番地

電話番号 62-2422

未満児の受け入れ（生後11カ月以上） 可

保育園名 町立 本郷保育園

定員 110

住所（入園申し込み受付場所） 立沢5116番地2

電話番号 62-4130

未満児の受け入れ（生後11カ月以上） 可

保育園名 町立 落合保育園

定員 25

住所（入園申し込み受付場所） 落合6203番地

電話番号未満児の受け入れ（生後11カ月以上） ※2歳児のみ

保育園名 町立 境保育園

定員 60

住所（入園申し込み受付場所） 境7749番地2

電話番号 64-2159

未満児の受け入れ（生後11カ月以上） ※2歳児のみ

保育時間

通常保育 午前8時～午後4時

長時間保育 午前7時30分～午前8時 午後4時～午後6時45分

※土曜保育は富士見保育園での集中保育になります。

障がい児保育

心身に障がいのあるお子さまも、一緒に生活することで共に育ち成長することを願い、受け入れを行っています。入園にあたっては、関係機関で入園の可否や保育の方法等について検討しますので、ご相談ください。

入園基準に該当しない児童の入園（「1号認定」と言います。）

家庭での保育が可能な場合でも、保育園の定員などに支障がない場合は、入園することができます。

保育内容は変わりません。

くらしの情報

●お知らせ

全国一斉の防災行政無線を使った情報伝達訓練を行います

【お問合せ先】総務課 防災・危機管理係

【電話番号】62-9326

地震や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム（Jアラート）から送られてくる国からの緊急情報を、防災行政無線を使って確実に伝えるための情報伝達訓練を行います。

※Jアラートとは、地震や武力攻撃などの際に国から送られてくる緊急情報を、人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

●訓練日時 8月5日（水）

午前11時ころ

●情報伝達手段

①防災行政無線（屋外スピーカー）

②有線（告知）放送

③戸別受信機

※町内71カ所に設置してある防災行政無線から、次の放送内容が一斉に放送されます。

●放送内容

- ①上りチャイム
- ②「これは、テストです。」×3回
- ③「こちらは、広報ふじみです。」
- ④下りチャイム

お盆中のごみ収集・し尿くみ取り等のお知らせ

【お問合せ先】建設課 生活環境係

【電話番号】62-9114

お盆中の可燃ごみの収集、粗大ごみ処理施設、し尿くみ取りは次のとおりです。

- 可燃ごみ 通常どおり収集します。
- 南諏衛生センター粗大ごみ処理施設・し尿くみ取り
8月14日（金）・15日（土） 16日（日）は休業します。

原爆死没者の慰霊および平和祈念の黙とうのお願い

【お問合せ先】住民福祉課 社会福祉係

【電話番号】62-9144

広島市および長崎市において、被爆75周年を迎えるにあたり、慰霊ならびに平和祈念の式典が挙行されます。

式典の中で、原爆投下時刻に1分間の黙とうが捧げられます。

ご家庭においても「祈りの日」として、黙とうを捧げていただきますようお願いいたします。

- ・広島市 8月6日（木）午前8時15分
- ・長崎市 8月9日（日）午前11時2分

●イベント

第56回 富士見町戦没者追悼式

【お問合せ先】住民福祉課 社会福祉係

【電話番号】62-9144

多くの町民の尊い命が失われた第二次世界大戦の終戦から、75年の歳月が過ぎました。

町では、多くの犠牲者のご冥福を祈り、平和への思いを新たにするため、戦没者追悼式を実施します。

今年新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小し戦没者・旧満州開拓団死没者のご遺族の方の参列についても人数を制限させていただきます。

- 日 時 8月29日(土) 午前10時30分～
- 会 場 富士見グリーン カルチャーセンター

新型コロナウイルス ひとり10万円 特別定額給付金

申請期限が近づいています。申請はなるべく郵送でお願いします。

【お問合せ先】総務課 企画統計係

【電話番号】62-9332

申請の締切 8/24(月) 忘れずに！

—消費者見守り情報 No.112—

「格安スマホ」今までの携帯電話会社との違いを確認して

【お問合せ先】茅野市消費生活センター

【電話番号】75-8188

【お問合せ先】長野県中信消費生活センター

【電話番号】0263-40-3660

【お問合せ先】住民福祉課 住民係

【電話番号】62-9112

★こんな相談

格安スマホに興味を持ち、契約内容について問い合わせたうえで申し込んだ。「通信状態は変わらず、今より利用料金が安くなる。通話は1回10分以内であれば無料」との説明だったので、今までと同じように使っていた。しかし契約後、2ヶ月間で2万7千円もの高額な通話料を請求された。契約書には「10分以内の通話を無料にするには特定のアプリを使用しなければいけない」と書かれていた。

★消費者へのアドバイス

格安スマホは今までの携帯電話会社と同じサービスが利用できるとは限りません。無料通話は独自のアプリを使うなど、格安スマホ会社により指定のサービス提供方法があり、注意が必要です。サポート内容や問い合わせ方法など、契約内容をよく確認し今までの携帯電

話会社との違いを理解したうえで契約しましょう。契約について不安に思うことやトラブルがあった場合は、早めに消費生活センター等にご相談ください。（消費者ホットライン専用番号188）

●お知らせ

取引・証明用に使用する「はかり」は定期検査が必要です

【お問合せ先】産業課 商工観光係

【電話番号】62-9342

【お問合せ先】長野県計量測定所 検定・検査課

【電話番号】0263-47-4006

商品の売買や各種の証明行為に使用する「はかり」をお持ちの皆さんは、計量法に基づき、2年に1回の定期検査を受ける必要があります。

次の日程で検査が実施されますので、「はかり」を持参し、必ず検査を受けてください。

●日 時 8月31日（月）

午前10時30分～正午

午後1時～3時30分

●会 場 富士見町役場前

公用車車庫内

●手数料

はかりの秤量等によって手数料（検査代金）は異なります。

○はかりに付着している粉、水分、ほこり等を落としてお持ち込みください。

●募集

第44回町民硬式テニス大会参加者募集

【お問合せ先】生涯学習課 社会体育係（町民センター内）

【電話番号】62-2400

●期 日 8月23日（日）

●会 場

町民広場テニスコート

●参加資格 町内に在住・通勤・通学している中学生以上の方

●申し込み 8月10日（月・祝）までにお申し込みください。

第49回町民ソフトテニス大会参加者募集

【お問合せ先】生涯学習課 社会体育係（町民センター内）

【電話番号】62-2400

- 期 日 9月20日（日）
- 会 場 町民広場テニスコート
- 参加資格 町内に在住・通勤・通学している中学生以上の方
- 申し込み 8月28日（金）まで
〈中学生〉 富士見中学校へ
〈一 般〉 社会体育係へ
お申し込みください。

信州 ふじみおひさんぽ ガイドツアーのお知らせ

【お問合せ先】富士見町観光協会

【電話番号】62-5757

創造の森でリラックスヨガ 体験コース

標高1,400mの富士見高原創造の森で、絶景を楽しみながらリラックスヨガを行います。ヨガ初心者の方も大歓迎です。創造の森ではユニークな彫刻作品を、花の里では色とりどりの可憐な花々をお楽しみください。

【日 時】9月6日（日） 午前9時30分～午後1時

【参加費】4,000円（カート代、入園料、昼食代込）

【距 離】約4km

【定 員】約10名

★申込期限は3日前まで。定員になり次第締切となります。申し込みはお早めに。

9月6日（日）富士見町総合防災訓練を実施します

【お問合せ先】総務課 防災・危機管理係

【電話番号】62-9326

九州地方を中心に甚大な被害をもたらした「令和2年7月豪雨」が記憶に新しいなか、長

野県中部では地震が頻発し、間近には台風シーズンも控え、災害対策の重要性は日々増しています。また今年も、新型コロナウイルス感染症の脅威も重なり、避難所開設において新たな課題も見つかってきています。

こうした中、災害発生時の被害を最小限にとどめるため、住民、自主防災会、行政機関、防災関連機関が緊密に連携して、大規模災害に対応できるよう実践に即した訓練を実施します。

【日 時】 9月6日（日） 午前8時30分から

【実施場所】 各集落の1次避難所・安否確認場所、富士見町役場周辺

【お 願 い】 大規模な災害時（訓練）にはまず「安否確認場所」で「安否確認」をしてください。

【注 意】 訓練の方法は、各自主防災会により異なります。詳しくは役員におたずねください。

ふじみまち通信 町内の活動や情報、イベントなどをご紹介します。

防災コラム「ソナエル」

【お問合せ先】 総務課 防災・危機管理係

【電話番号】 62-9326

避難とは？～台風シーズンを迎える前に～

「避難」とは、災「難」を「避」けることを指すため、安全な場所にいる人は、必ずしも避難所へ行く必要はありません。新型コロナウイルスの影響などもあり、避難方法は多様化しています。災害リスクが迫ったとき、いづどこへ避難するかをあらかじめ家族で話し合っておきましょう。

在宅避難・垂直避難 自宅や近くの建物のできるだけ高い階や、斜面から離れた部屋への避難

分散避難 安全な親族や知人宅、頑丈な建物への避難

車中泊 危険な場所でなければ、一時的に車中で過ごす避難も

富士見町無料職業紹介所だより

【お問合せ先】 産業課 商工観光係

【電話番号】 62-9342

新規募集企業一覧（6月1日～6月30日受付分）

登録No. 44

業務の内容 保育園の給食調理業務

賃金 時給960円

勤務時間 午前8時30分～正午

事業所名 茅野市総合サービス㈱

※「紹介状」を発行しますので、まずは紹介所へご連絡ください。

富士見町では、事業所から求人情報の受付を行い、順次、職業紹介所で紹介・あっせんしています。

ご存知ですか？ 長野県の最低賃金 時間額 848円

長野県の最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適応されます。また、産業ごとに最低賃金が異なる場合もあります。ご自身の賃金について、この機会にぜひご確認ください。

「食育推進チーム」だより

【お問合せ先】住民福祉課 保健予防係

【電話番号】62-9134

“一緒に食べよう！主食・主菜・副菜のそろった食事”

給食のメニュー放送では「主食：うめちりご飯、主菜：豚肉の生姜焼き、副菜：油揚げのサラダ、汁物：キャベツのみそ汁です。」のように、主菜や副菜が分かるように紹介をしています。また、配膳は和食にならって、主菜の皿が右側にくるようにお皿の置き方も指導しています。子ども達が正しい食習慣を身に付けるため、日々の積み重ねを大切にしています。

ごま油香る 油揚げのサラダ（副菜）

〈材料〉（2人分）

- ・油揚げ 1/2枚
- ・好みの野菜（給食はにんじん、もやし、小松菜）

A・しょうゆ、酢 各小さじ1

A・砂糖、ごま油 各小さじ1/2

作り方

- 1.油揚げを短冊に切り、フライパンでカリッとするまで焼く
2. 茹でた野菜をAの調味料で和え、食べる直前に1を混ぜて完成

給食では油揚げをオーブンで焼いています。カリカリ油揚げの食感と、ごま油の風味がおいしいサラダです。(本郷小学校栄養士)

こんにちは 包括支援センターです

【お問合せ先】 地域包括支援センター

【電話番号】 62-8200

フレイル（虚弱）に要注意！～高齢者が介護状態にならないために～

『フレイル』とは、健常から要介護へ移行する中間段階といわれています。そのまま放置していると、介護が必要となる危険性が高まってしまいます。

まずは、フレイルかどうかチェックしてみましょう。

- 意図せず6ヶ月間で体重が2～3kg減少した。
- ここ2週間で訳もなく疲れたような感じがする。
- 以前より出かけることが少なくなった。運動や農作業をしなくなった。
- ペットボトルのふたが開けにくくなった。
- 横断歩道を時間内に渡りきれなくなった。

※1～2つ該当すると『フレイル一歩手前』です

3つ以上該当すると『フレイル』です

フレイル予防・改善への取り組み

・人混みを避けてのウォーキングや自宅にいてもできる、テレビ体操、ラジオ体操を心がけましょう。

・魚や肉、乳製品、大豆などの良質なたんぱく質を積極的に食べるようにしましょう。

・電話でも良いので家族や友人と話をしましょう。

フレイルは予防でき、また健康な状態に戻ることも可能です。改善のために積極的に取り組みましょう。

まちの「話題」や「イベント」をご紹介します News Fujimi
～皆さまのご支援・ご協力に感謝いたします～

■5月19日（火）・28日（木）マスクの寄贈ありがとうございます

5月19日（火）には諏訪養護学校高等部ふじみの森分教室より、5月28日（木）には太田さかえ様（富士見）より手作りマスクをご寄贈いただきました。これらは町の福祉事業等で活用させていただきました。

■6月18日（木） 地域へのご尽力ありがとうございます

富士見町建設事業協同組合による町内全域の危険箇所調査が行われました。コロナ禍においても例年通り実施いただき、町の安全に尽力いただいています。

■6月24日（水） 温かいお志をありがとうございます

中田久美様（ご家族が高森在住）より温かなご寄附をいただきました。町のスポーツ振興や子ども達のために活用させていただきます。

■7月9日（木） 災害に備えた協定を結びました

ゆ〜とろん水神の湯を運営する谷津建設株式会社と、「災害時における入浴施設等の提供に関する協定」を締結しました。

本郷小学校が美しい環境づくり諏訪地域推進会議で表彰されました

立場川の河川清掃活動を行う本郷小学校の「立場川を美しくする会」の取り組みが評価され、今年度の美しい環境づくり諏訪地域推進会議で表彰されました。「立場川を美しくする会」は、本郷小学校で40年以上続いている行事です。地域の美しい環境をこれからも守っていきたいですね。

富士見町民憲章

わたくしたちは、秀麗富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原の町、富士見町民です。この限りなく美しく、厳しい自然の中に住むわたくしたちは、先人の心を受けつぎ、自然を愛し、豊かな調和のとれた田園の町の発展をめざして、この町民憲章をかかげます。

- 一 かけがえのない自然を守り、育てていく町民となろう。
- 一 心身を鍛え、明るく健康な町民となろう。
- 一 教養を高め、香り高い文化を創造する町民となろう。
- 一 仕事に誇りを持ち、産業の発展につくす町民となろう。

一 思いやりの輪をひろげ、住みよい郷土をつくる町民となろう。

コロナに負けない 富士見町の緊急経済対策 第2弾 ～ みんなで富士見を元気にしよう ～

6月の第1次経済対策に引き続き、新型コロナウイルス感染症に対する第2次経済対策を実施します。

世帯と事業者に対して、感染予防と経済の両面に対応する施策となっており、地方創生臨時交付金およそ3億円を活用した緊急経済対策です。

世帯・個人への支援

●事業者・町民応援振興券

事業者と町民を応援するため、1人あたり6,000円分の応援振興券を追加で配布

●ひとり親世帯臨時特別給付金

5月2日以降ひとり親世帯になった方に対象児童1人につき3万円を給付

●臨時特別出産祝い金

令和2年4月1日以降に生まれたお子さんを育てる子育て世帯に祝い金を給付

・4月1日から4月27日に生まれた児童：1万円

・4月28日から令和3年3月31日に生まれた児童：11万円

●町内で行われる同級会支援

町内小中学校の卒業生4人以上が参加する同級会に係る費用について

1人あたり1,000円を給付（年度内に3回まで申請可能）

企業・法人・事業者への支援

●町内飲食への店支援

「信州富士見町グルメサミット」による飲食店のメニュー紹介のほか、商店等を紹介するチラシの作成経費等について支援

●福祉・医療事業所への支援

介護保険事業所を運営する法人、障がい福祉サービス事業所等を運営する法人に対して、感染拡大防止対策のための奨励金を交付

●雇用の創出

就労機会を失った町内事業者に対して、町の社会教育施設での雇用を創出

●雇用の継続を支援

町内の道路・河川整備業務の発注によって、コロナウイルスにより痛手を受けた2大リゾートでの雇用継続を支援

●医療機関等への支援

今後の第2波、第3波への備えとして、医療機関、薬局・施術所に対して、感染症拡大防止対策のための補助金を交付

●医療従事者へ支援

発熱外来を自ら設置した医療機関の従事者へ奨励金を給付

その他 関連施設などの整備

●保育園・学校の整備

町内の保育園、小中学校において、網戸を整備することで十分な換気を行えるよう整備

●GIGAスクール環境の整備

「1人1台端末」を整備し、学校におけるICT教育環境や、臨時休校等の緊急時においても、子ども達の学びを保障できる環境を整備

●子育て支援施設の整備

子育て支援施設や子どもの居場所づくり事業実施団体での感染拡大を防止するため、マスク等の物品の購入や感染防止対策を支援

●役場施設の整備

来庁をためらう妊産婦や乳幼児を抱える家族、自粛により来庁できない事業者等との相談や会議を円滑に実施するため、保健センターおよび役場内のWi-Fi環境の整備

●複合災害に備えた環境整備

第2波・3波に備え対策用品を備蓄するほか、台風発生などによる複合災害に備え、防災ステーション等を建設

今年も開催！信州富士見町グルメサミット2020

富士見町内のおいしいグルメ店を巡って、地元の魅力を再発見してみませんか。2店舗を巡ってスタンプを集めると抽選で「参加店舗共通商品券2,000円分」が当たるスタンプラリーも開催します。

「事業者・町民応援振興券」が使用できる店舗もたくさんあります。この機会にぜひ多くのお店をお訪ねください。

今年の対象店舗は全41店！ 飲食専門店32店舗、宿泊関係店3店舗、パン・お菓子など6店舗

【メニューの提供】 令和2年8月1日（土）～令和3年6月ころまで

【スタンプラリー】 令和2年8月1日（土）～令和2年10月31日（土）

スタンプラリーは、各店舗に設置してあるQRコードをスマートフォン等で読み取るか、パンフレットに付いているスタンプ台紙にスタンプを2つ集め、郵送または専用応募箱に投函してください。

富士見町の経済を守る大胆な「攻めの誘客」事業

【お問合せ先】 産業課 商工観光係

【電話番号】 62-9342

富士見町の観光を代表する「2大リゾート」を核として、富士見町を含む諏訪6市町村と山梨県からの観光客を積極的に呼び込むことで、町内観光業の早期回復を目指します。

施設の利用料が無料になります！

・富士見高原リゾート：

展望リフト往復券＋ロマンスエリア入園券

天空の遊覧カート＋白樺エリア入園券

※遊覧カート＋白樺エリアは人数制限あり。要予約。

・富士見パノラマリゾート： 入笠ゴンドラ利用料

政府広報 新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称：COCOA）

このアプリは、利用者の同意を前提にBluetooth機能を利用して、感染陽性者と接触した可能性について通知を受け取れるアプリです。

自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会をまもるために、接触確認アプリをインストールしましょう。

予約優先 富士見町経営よろず相談窓口

【お問合せ先】 産業課 商工観光係

【電話番号】 62-9342

町内で事業を行っている方を対象に、分かりづらい新型コロナウイルス感染症関係の補助金をはじめ、専門家が経営相談等をお受けします。

- 【日 時】 8月6・20日、9月3・17日（木）午後1時30分～4時30分
- 【内 容】 コロナウイルス感染症関係全般（補助金・融資等）、経営相談など
- 【会 場】 役場2階会議室（202会議室）
- 【その他】 相談無料

当日相談も可能ですが、事前に電話にてご予約ください。

姉妹町 西伊豆だより

西伊豆堂ヶ島「はんばた市場」元気に営業中産地直売所

5月22日、西伊豆堂ヶ島産地直売所「はんばた市場」がオープンしました。「はんばた」とは西伊豆の方言で「浜端」、海のすぐそばという意味です。

はんばた市場には、新鮮な海の幸や、採れたての野菜や果物、干物や鰹節など美味しい“地物”が勢ぞろいしています。

目の前に駿河湾が広がる「浜端（はんばた）」に建つ市場で、西伊豆町の「美味しい」を見つけてみませんか。富士見町の皆さんのお越しをお待ちしています。

※はんばた市場では、新型コロナウイルス感染症予防のため“3密（密閉、密集、密接）”対策を施しておりますが、ご来店いただく際にはマスクの着用、入り口に設置してあるアルコールによる手の消毒をお願いします。

- 【営業時間】 午前8時30分から午後3時まで
- 【定休日】 毎月第4火曜日
- 【問合せ】 はんばた市場（電話番号0558-36-3950）